解散公告

当法人は、令和七年九月十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月三十日
神戸市西区岩岡町野中九三五番地の三
一般社団法人日本マイライフ・メンター協会　代表清算人　北村　滋郎

解散公告

当社は、令和七年八月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月三十日
神戸市中央区下山手通二丁目一―一三第１３シャルマンビル八Ｆ八〇二
株式会社ＨＧＳＴ
代表清算人　新村　拓巳

解散公告

当社は、令和七年九月十六日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月三十日
愛媛県松山市西一万町四番地七
有限会社アングルー
代表清算人　川副　達也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月三十日
福岡市東区箱崎四丁目三八番二三号
Ｎｉｋｋｌｏ合同会社
清算人　一般社団法人Ｌｅｇａｌ　ａｓｓｏｃｉａｔｅｓ
職務執行者　ボストン雅代

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月三十日
長崎県諫早市城見町二〇番八号
興栄商事有限会社
清算人　芦塚　哲也

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年九月十六日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月三十日
長崎市蚊焼町六四九番地一
Ｃ・Ｒ・Ｄ株式会社
代表清算人　小川　幸雄

解散公告

当認可地縁団体は、令和七年八月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当認可地縁団体に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月三十日
大分県豊後大野市朝地町綿田一六三一番地一
栗の木岳の川組合
清算人　板倉　秀夫

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月三十日
大分市大字勢家一〇九八番地の二七〇
株式会社三ヶ尻電設
代表清算人　三ヶ尻隆志

解散公告

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月三十日
宮崎県延岡市桜ケ丘一丁目二八番地一三
特定非営利活動法人福祉支援協会ライフサークル
清算人　石丸　恵子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月三十日
沖縄県那覇市字国場四〇一番地一
有限会社森空冷サービス
清算人　森永　英次

解散公告（第一回）

当公社は、令和七年八月六日埼玉県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月三十日
埼玉県入間市豊岡一丁目一六番一号
入間市土地開発公社
代表清算人　杉島理一郎

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年五月十六日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月三十日
名古屋市東区白壁三丁目一一番五号
宗教法人御嶽教心揚教会
清算人　野々垣健治

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月八日熊本地方裁判所玉名支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月三十日
熊本県荒尾市四ツ山町一丁目一〇番一五号
宗教法人大自然教会
清算人　弁護士　山本　好郎
連絡先　熊本市中央区京町二丁目二番四二号三階　山本・中山法律事務所

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年三月十九日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により令和七年九月一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月三十日
北海道岩内郡岩内町字高台一九一番地の二
医療法人社団千葉外科医院
清算人　千葉　理

解散公告（第二回）

当公社は、令和七年八月八日鳥取県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月三十日
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留一九番地の一
湯梨浜町土地開発公社
代表清算人　吉川　寿明

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年九月三十日
熊本県山鹿市山鹿三二九番地一
医療法人温故会
清算人　井上　久子